

パブリックコメントについて

(1) パブリック・コメントとは

市の基本的な政策などの策定に当たり、その案を公表し、市民から政策などに対するご意見や情報を求め、提出されたご意見を考慮して意思決定を行うとともに、ご意見に対する市の考え方を公表していく一連の手續の事です。今回、空家等対策計画案を市民に公表し、広く意見を求めます。

(2) 公表する資料

- ・豊川市空家等対策計画（案）
- ・豊川市空家等対策計画【概要版】（案）

(3) 意見等の募集期間

平成30年1月4日（木曜日）から平成30年2月2日（金曜日）まで 30日間
（規定により、意見等の募集期間は30日以上とされています。）

(4) 資料の閲覧場所

- ・豊川市役所（建設部建築課住宅係窓口、本庁舎ロビー）
- ・支所（一宮支所、音羽支所、御津支所、小坂井支所）
- ・プリア窓口センター
- ・中央図書館
- ・公民館（豊川公民館、御油公民館、牛久保公民館、八南公民館）

(5) 意見募集の周知方法

- ・広報とよかわ及び豊川市ホームページ

(6) 意見等の提出方法

- ・持参、郵便
- ・ファクシミリ
- ・電子メール

(7) 意見等の取扱い

パブリックコメントの結果については、3月1日（意見募集終了日から1ヶ月以内）までに豊川市ホームページで公表します。

協議会については、第3回協議会（平成30年2月開催予定）において提出された意見及び意見に対する考え方の報告をいたします。反映した意見を踏まえた最終案についてご審議いただき、承認をいただいたうえで計画を公表します。